

## 個人情報保護委員会（第162回）議事概要

- 1 日時：令和2年12月25日（金）14：30～15：10
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、熊澤委員、小川委員、中村委員、大島委員、  
加藤委員、宮井委員、藤原委員  
福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、西中総務課長、  
赤阪参事官、山澄参事官、片岡参事官、濱口参事官、松本参事官
- 4 議事の概要
  - (1) 議題1：第54回アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム結果報告について  
中湊専門委員から、資料に基づき報告を行った。  
熊澤委員から「新型コロナウイルス感染症蔓延の影響により、オンライン開催を余儀なくされたAPPAフォーラムが予定通りに無事開催され、有意義なものとなったことを歓迎。我が国の個人情報保護法制を巡る最新の動向、コロナ禍における個人情報保護に関する取組、国際連携に関する活動といった、国内外での委員会の具体的な取組を積極的に発信することを通じて、委員会の国際的なプレゼンスが着実に高まったものと考えている。今後も引き続き、アジア太平洋地域の個人情報保護を取り巻く様々な議論及び活動に貢献していきたい」旨の発言があった。
  - (2) 議題2：個人データに関する国際的なデータ流通の枠組みに係る進捗について  
事務局から、資料に基づき報告を行った。  
大島委員から「委員会が主導してきた、ガバメントアクセスに関する議論について、大きな進捗があったことを歓迎。OECDから公表されたステートメントには、このガバメントアクセスに関する作業が、『緊急性の高い優先事項である』とされており、委員会としても、こうしたモメンタムの高まりをいかし、引き続き、この議論を主導していきたい」旨の発言があった。
  - (3) 議題3：令和2年改正個人情報保護法 政令・規則案について  
事務局から、資料に基づき説明を行った。  
丹野委員長から「本年6月の改正法案の成立・公布後、7月に政令・規則・ガイドライン等の整備に当たっての基本的な考え方について審議を行い、10月からは政令・規則に関する主要な論点において、5回にわたって委員

会において議論を行った。委員会での議論に加えて、改正法案成立後、消費者や事業者等様々な方々と、意見交換・説明会等を行ってきた。それぞれの場に出た意見も踏まえ、個人の権利利益の保護と個人情報の利活用の双方に配慮した形で政令・規則案を取りまとめることができたと考えている。本案で意見公募手続に付し、提出された意見を踏まえ、適切に対応したい。引き続き、多くの方面で関心の高いガイドライン事項についても、多様な主体の意見も伺いつつ、分かりやすいものとなるよう精力的に議論を行っていききたい」旨の発言があった。

原案のとおりパブリックコメントを行うことについて了承された。

(4) 議題4：令和2年改正番号法 規則案について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

丹野委員長から「今回の規則改正については個人情報保護法の規則改正に伴うものであるが、これは事業者だけでなく、行政機関及び地方公共団体への周知等もしっかり行っていかなければならないと思うのでよろしくお願いたい」旨の発言があった。

原案のとおりパブリックコメントを行うことについて了承された。

(5) 議題5：特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告について

事務局から、資料に基づき報告を行った。

宮井委員から「定期報告も4度目を迎えたところ。回を重ねるごとに取組状況に改善が見られ、特定個人情報の適切な取扱いについては全体的に向上していることがうかがえる。これらの結果から、委員会としての対応に一定の成果があったことを感じている。一方で、安全管理措置の項目ごとに実施状況を見ると、取組状況にはまだ濃淡があるのが実態であると理解した。委員会としても、特定個人情報の適切な取扱いを確保するため、現状を踏まえながら項目により強弱を付けつつ、また、実施する際にもいわゆる現場の目線を持ちながら、効率的・効果的に啓発活動に取り組むべきと考える」旨の発言があった。

以上